

「東村山市保健福祉協議会及び各推進部会の会議公開に関する取扱要領」（以下、「取扱要領」とする。）の改正

※異動された委員の方もいらっしゃるため、これまでの経過も含め説明します。

#### <経過説明>

取扱要領の改定については平成 21 年度の保健福祉協議会より持ち越しとなっている議題です。このことについて、下記の 1～3 を踏まえ、4 のような議論が行われましたが、方針決定には至らなかったため「持ち越し」となりました。

#### 1 改定の理由

- ・ 取扱要領は平成 13 年に制定されて以降、改定されてこなかったため、経年変化を反映させる必要がでてきた。
- ・ 平成 21 年 6 月 1 日から「附属機関等の会議の公開に関する指針」が全庁的に施行され、これとの整合性を保つ必要がでてきた。

#### 2 「附属機関等の会議の公開に関する指針」のポイント

- ① 会議は原則、傍聴可とする
- ② 開催前に「会議開催のお知らせ」をホームページに掲載する  
中央図書館・情報コーナーに配架する
- ③ 会議に関するホームページを作成し、「会議の概要・会議録と会議資料・委員名簿」を掲載する
- ④ 会議録と会議資料を中央図書館・情報コーナーに配架する

#### 3 上記を踏まえたうえでの取扱要領の改正案

- ・ 次ページの新旧対照表のとおり（平成 21 年度第 2 回の協議会で議論を行った）

#### 4 平成 21 年度第 2 回保健福祉協議会での主な論点

- ・ 改正案の第 7 の 2 で「発言した委員氏名」を傍聴者がインターネット等で公表することを禁止していることへの是非について議論され次回へ持ち越しとなりました。
- ・ その他の改正内容については一定の了解を得られました。